平成２４年（再イ）第２７号

秋田市山王２丁目３番10―702号

再生債務者　後藤　奈々

1　決議に付する再生計画案　平成25年４月２日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月25日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月25日まで

平成25年７月４日

秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１２号

広島市南区宇品西３丁目１番35―307号

再生債務者　山田　愼治

1　決議に付する再生計画案　平成25年６月25日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月31日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月31日まで

平成25年７月３日

広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２２号

香川県木田郡三木町大字下高岡558番地１

再生債務者　野山　正明

1　決議に付する再生計画案　平成25年６月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月31日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月31日まで

平成25年７月３日

高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（再イ）第４号

鹿児島県薩摩川内市宮崎町3600番地１

再生債務者　浜野　進一

1　決議に付する再生計画案　平成25年３月13日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年８月１日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年８月１日まで

平成25年７月４日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第２号

徳島市応神町古川字東109番地の２　ヒル古川101号室、旧住所徳島市新浜町３丁目１番56―101号

再生債務者　松田　正幸

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年５月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年７月４日　　徳島地方裁判所民事部

平成２０年（再イ）第２８号

山口県宇部市昭和町４丁目５番15号

再生債務者　河部　廣一

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年８月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年７月４日　山口地方裁判所宇部支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第７号

沖縄県那覇市古波蔵４丁目２番７号

再生債務者　照屋　　要

1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年７月31日まで

4　一般異議申述期間　平成25年８月14日から平成25年８月21日まで

那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（再ロ）第１号

群馬県桐生市菱町３丁目1253番地

再生債務者　塩谷キミ子

1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年８月１日まで

4　一般異議申述期間　平成25年８月15日から平成25年９月５日まで

前橋地方裁判所桐生支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第８号

堺市堺区永代町５丁１番12号

再生債務者　南野　壽子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年７月31日まで

平成25年７月３日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月五日

掲載頁　九十五頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月五日

掲載頁　九十五頁（号外第一四六号）

（丙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年七月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号　明治安田生命ビル一七階

（甲）株式会社ナナ・コーポレーション

代表取締役　藤田　菜苗

名古屋市中区栄二丁目七番一三号ヴィアラ白川三階　（乙）株式会社ナナ

代表取締役　藤田　菜苗

東京都港区虎ノ門三丁目一四番一一号九〇七号

（丙）株式会社ナナ・コーポレーション

代表取締役　伊藤　勝康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kiyobank.co.jp/

（乙）http://www.kyfg.com/

平成二十五年七月十二日

和歌山市本町一丁目三五番地

（甲）株式会社紀陽銀行

代表取締役頭取　片山　慳臣

和歌山市本町一丁目三五番地

（乙）株式会社紀陽ホールディングス

代表取締役社長　片山　慳臣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更効力発生日は平成二十五年九月二十日であり組織変更後の商号は株式会社若杉工務店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月十二日

東京都練馬区上石神井二丁目一三番三号

合資会社若杉工務店

代表社員　坂口　正成